

# 米国税務最新動向

## 2018年6月

アーンスト・アンド・ヤングLLP パートナー  
野本 誠

### 連邦最高裁判所：州内に物理的接点を持たない事業者に 売上税徴収義務を課すことを容認

6月21日、連邦最高裁判所は、州政府が州内に物理的接点を持たない事業者に対して売上税の徴収義務を課することができるとの判決を下しました（*South Dakota v. Wayfair, Inc.*, Dkt. No. 17-494 (U.S. S. Ct. June 21, 2018)）。これは、過去の連邦最高裁判所の判例（*Quill Corp. v. North Dakota*, 504 U.S. 298 (1992)）を覆すもので、各州政府が州内に拠点を有さない電子商取引業者等に売上税徴収義務を課す道を開く画期的判決です。

評決は5対4の僅差となっており、多数派意見はアンソニー・ケネディー判事が執筆しています。これによれば、1992年のQuill判決で連邦最高裁は、「州内に物理的な接点を持たない事業者は、合衆国憲法の通商条項上、当該州と十分な接点を有しているとはいえない」との判断を示していましたが、物理的接点に基づく認定基準は、「今日の経済の実態と著しくかけ離れたものとなっている」ことを認め、州政府に財源の逸失による多大な不利益を強いていることから、今日においては「通商条項の誤った解釈といわざるを得ない」と結論づけています。

また、多数派意見では、州との接点が十分か否かを判断する上で物理的基準の適用は必須ではない、Quill判決は市場の歪みを解消するのではなく逆に創出している、Quill判決は恣意的で形式的な基準の適用を強いるもので最近の通商条項に関する最高裁判例と相容れない等との指摘がなされています。

さらに、多くの州政府が「クッキー・ネクサス」、「クリック・スルー・ネクサス」等の規定の導入を通じて州内に物理的接点を持たない事業者に売上税徴収義務を課すことを試みており、物理的基準が明確かつ適用が容易な基準とは言い難くなっている現状があることから、先例拘束性の原理を尊重する意義は乏しく、最高裁自らが設定した基準の見直しが必要であるとしています。

また、事務負担の増加が市場に悪影響を及ぼすとの懸念については、小規模事業者にも多大な負担をかけない安価なソフトウェアが早晚開発されるであろうとして退けています。小規模事業者の事務負担に関しては、サウス・ダコタ州の売上税法が州内での売上が一定以上の事業者にのみ売上税徴収義務を課していること、売上税徴収義務の過去への遡及適用がないこと、売上税制共通化協議会に加盟していること等が評価されています。

以上のことから、連邦最高裁は、裁判をサウス・ダコタ州最高裁判所に差し戻し、再審理を命じました。

なお、今回の多数派に含まれるケネディー判事とトーマス判事は、今回の判決により覆された1992年のQuill判決の多数派意見を支持していました。トーマス判事は、合意意見を執筆し、「過去四半世紀の社会の変遷に鑑みると、Quill判決を今日合理的に正当化することはできない」と述べています。2017年にトランプ大統領により任命されたゴースッチ判事も合意意見を執筆しています。

ロバーツ連邦最高裁長官が執筆した少数派意見では、連邦議会が基準の明確化をすべきであり、立法の必要性を指摘したQuill判決は覆すべきではないとの見方が示されています。

今回の判決を受けて、各州は州内に物理的拠点を持たない事業者に売上税徴収義務を課す制度の導入に動き始める見込みです。電子商取引業者に限らず、物理的拠点のない州に顧客を有する事業者は、新たにこれらの顧客について売上税の徴収や再販売証書・免税証書等の取得が必要になる可能性があります。また、米国外の事業者が売上税徴収義務を負う可能性もあり、今後の各州の動向が注目されます。

## パートナーシップ持分の段階的取得と無形資産の償却に関する個別通達

IRSは、パートナーシップ持分の段階的取得と無形資産の償却に関する個別通達(PLR201820013)を発表しました。

この個別通達の対象となった事案では、Aが完全保有してい

るLLCの持分の80%以上が複数年にわたり第三者Bに段階的に売却されています(売却はオプションではなく確定)。この取引は、内国歳入庁通達99-5号(例1)により、BがAからLLCの保有資産の持分を取得し、BとAがそれぞれの資産の持分をパートナーシップに現物出資したものと取り扱われます。

暖簾や営業権等の無形資産については、原則として連邦税法上15年の定額償却が認められていますが、1991年7月25日から1993年8月10日までの間に無形資産が納税者もしくは関連者により保有されていた場合には、無形資産の償却が認められなくなります(Anti-Churning Rule)。これは、1993年8月9日以前は無形資産の償却が認められていなかったため、それ以前に保有していた無形資産を関連者間で売買して償却可能とすることを防止する規定です(1991年7月25日は法改正案の発表日)。

ここでいう「関連者」とは、原則として20%超の資本関係を有する者とされていますが、財務省規則では、単発の取引で無形資産が取得される場合には、当該取引の直前もしくは直後において関連者の要件を満たしているか否かを判定することが定められています。また、関連する複数の取引により無形資産が取得される場合には、最初の取引の直前もしくは最後の取引の直後において判定することとされています。

今回の取引では、LLCの保有資産に含まれる無形資産をAが1991年7月25日から1993年8月10日の間に保有していたため、Aとパートナーシップが関連者であれば、パートナーシップによる無形資産の償却は認められなくなります。

パートナーシップは、AとBが資産の持分を現物出資したことにより無形資産を取得したことになりますが、現物出資直前の時点(パートナーシップが存在していない時点)では、Aとパートナーシップは関連者となり得ません。仮にパートナーシップが無形資産を当初の現物出資(単発の取引)で取得したと考えれば、その直後の時点では、Aのパートナーシップに対する持分が20%超となっているため、Aとパートナーシップは関連者となります。一方、パートナーシップがBによる段階的な持分取得(関連する複数の取引)を通じて無形資産を取得したと考える場合には、Bによる持分取得完了直後の時点で判定がなされ、Aの持分は20%以下となっているため、Aとパートナーシップは関連者とはなりません。

今回の個別通達では、後者の考え方が採用され、パートナーシップによる無形資産の償却を認める結論となっています。また、無形資産の償却は、Bによる持分取得完了を待たず、最初の持分取得時点から開始してよいとされており、納税者に非常に有利な内容となっています。

## メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EY メンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180921

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY 税理士法人及び他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)